

福岡イーストライオンズクラブ
理事会の申合せ事項

平成26年7月17日

当クラブでは当分の間、次の事項のとおり運用を図って行くものとする。

1. 福岡イーストライオンズクラブ内規第2条（以下「福岡イーストライオンズクラブ内規」を省略して表記する）に定める会員の資格については、原則として福岡市東区に居住し、又は勤務しているものとする。
ただし、東区を主体とした奉仕活動に賛同し、理事会の承認を得たときは、この限りではない。
2. 第7条役員を選出手順については、現会長が掌握する。
3. 第10条出席のメイクアップは、ライオンズ必携を準用するほか、次のとおりとする。
 - (1) 勤務関係で次のいずれかに該当して、原則として事前に報告し、承認された場合は出席とみなされる。
 - ア 海外・圏内の出張
 - イ 特に主要な官公庁等の要件
 - ウ 近親者等の冠婚葬祭
 - エ 医師が返信に出席と回答、当日急患のため欠席の連絡がなされたとき
 - オ 突発的な事故・災害にみまわれた場合は、事後速やかに報告したとき
4. 卓話料は、3万円以内とする。
なお、3万円を超える場合は理事会の承認を得ることとする。
5. 第5条入会金の事項に付する
入会金を6万円の規定について期限を限定し、入会金を3万円とし、暫定期間を平成26年7月1日から平成27年6月30日までとする。
6. 第6条年会費の事項に付する
年会費は14万円とし、賛助会員の年会費は、正会員の半額とし、詳細は別途定める。
暫定期間は平成26年7月1日から平成27年6月30日までとする。
7. 賛助会員資格については、賛助会員から正会員になる場合、資格の見直しは本人の申請によるものとし、理事会の承認を得るものとする。
8. クラブ内のアワードに於いては
 - (1) 例会実出席100%
 - (2) 理事会実出席100%
 - (3) クラブ内アクティビティの実参加（1年間）
 - (4) 会長特別賞を設けることができる。
9. 戴帽式には全員ライオン帽を着用のこと。

以上、本日の臨時理事会にて承認されたので交付する。